

国際法協会日本支部のご案内

2022年5月

国際法協会日本支部は、国際法協会（International Law Association、1873年設立、本部ロンドン）の日本支部として、1920年12月13日に設立されました。1960年1月6日に社団法人として認可されました。2012年4月1日付で一般社団法人に移行し、今日に至っています。事務所は東京大学法学部研究室にございます。ロンドンの本部と協力しつつ、国際法・国際私法を研究し、その発達を促し、国際的法律統一事業に協力し、あわせて世界の法律家間の親善と理解とを増進することを目的とする学術団体です。現在の代表理事は柳井俊二（国際海洋法裁判所裁判官、元駐米大使）です。

国際法協会は世界の主要各国の国際法・国際私法の研究者及び実務家から構成される学術団体です。理事長はChristine Chinkin（ロンドン大学[LSE] 名誉教授）、世界の各地域に計63の支部を有し、全会員数は約4600名です。隔年毎に世界大会が開催されてきました。最近の開催は、ソフィア（2012年）、ワシントンDC（2014年）、ヨハネスブルグ（2016年）、シドニー（2018年）です。日本支部は、1964年8月に東京で第51回世界大会を主催しました。日本支部の創立百周年にあたる2020年に京都で第79回世界大会を開催することが決定され、同年8月23日から27日まで京都国際会館にて開催の予定で準備をすすめて参りましたが、新型コロナウイルス感染拡大のため、実会議はやむなく不開催となりましたが、第79回世界大会は、日本支部が主催して同年11月29日から12月13日にかけてオンライン会議として開催し、世界の各支部から489名の参加を得て成功裏に終了しました。皆様のご支援に厚く御礼申し上げます。

日本支部は積極的に国際法協会の学会運営にかかわり、各国際委員会に委員を派遣しています。気候変動に関する法原則委員会、知的財産と国際私法委員会、国際裁判手続委員会では日本支部会員が委員長となり、また武力紛争の犠牲者に対する賠償委員会、国際人権法委員会では日本支部会員が報告者となるなど、日本支部は国際委員会の議論を主導してきました。岩沢雄司理事（国際司法裁判所裁判官）は本部の副理事長をつとめ、また定期的にロンドンで開催される本部理事会には支部役員が出席しています。

日本支部は現在、339名の会員（個人会員321名、維持会員11名、特別会員6名、名誉会員1名）を有し、米国支部に次いで2番目に大きな支部となっています。歴代の会長（代表理事）は、栗山茂、横田喜三郎、下田武三、田畑茂二郎、石本泰雄、小田滋、柳井俊二、村瀬信也、奥脇直也といった我が国を代表する国際法学者や外交官がつとめてきました。日本支部は毎年4月に国内大会を開催してきました（2020年は新型コロナウイルス感染拡大のため不開催となりました）。最近のテーマは、「国連の活動の展開と課題」（2012年）、「武力紛争犠牲者に対する賠償」及び「気候変動」（2013年）、「エネルギーと国際法」（2014年）、「捕鯨裁判」及び「宇宙をめぐる法と政策」（2015年）、「知的財産権と国際法・国際私法」（2016年）、「既存国際法への挑戦」（2017年）、「国際資金移動と法規制」（2018年）、「日本における国際法学の誕生」（2019年）、「新しい紛争解決」（2021年）、「近隣諸国との法的課題」（2022年）です。

日本支部は、学会誌 英文国際法年鑑（Japanese Yearbook of International Law, 1957年度刊行の第1巻から2007年度刊行の50巻までの誌名は Japanese Annual of International Law）を刊行してきました。最新号は2021年度（2022年3月）刊行の第64巻です。同年鑑は我が国における唯一の英文国際法年鑑・雑誌であるにとどまらず、世界を代表する国際法年鑑・雑誌の1つとして世界の国際法学界において高い評価を受けております。同年鑑につき詳しくは <http://www.ilajapan.org/jyil/> をご覧下さい。

日本支部の各種情報については、<http://www.ilajapan.org/> をご覧下さい。

113-0033 東京都文京区本郷7-3-1 東京大学法学部研究室内

（一社）国際法協会日本支部 ila@j.u-tokyo.ac.jp

<http://www.ilajapan.org/>